

重要

日本学生支援機構 第一種奨学金

大学院法学研究科 法学政治学専攻

〃

法律実務専攻（法科大学院）

大学院公共政策学教育部（公共政策大学院）所属の対象者 各位

令和2年度

特に優れた業績による返還免除について

特に優れた業績による返還免除は、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生について、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合に、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還を免除する制度です（「2020年度返還のてびき」の35頁を参照のこと）。

令和2年度の返還免除の申請については下記のとおりとしますので、対象者で返還免除を希望する者は、申請方法・申請期限等を遵守の上申請願います。

記

1. 対象者

大学院第一種奨学金採用者で、令和2年度中に貸与終了する者。

※必ずしも課程修了は要件とはしませんが、貸与終了時の在学している課程で特に優れた業績を挙げたことが必要です。

※返還誓約書未提出・口座振替（リレー口座）未加入の者は返還免除を申請できない場合があります。

2. 申請方法

法学研究科学事担当窓口において申請に必要な書類を配付しますので、その書類に記載されている必要書類を作成・準備の上、下記「3. 申請期限」までに窓口へ提出してください。

3. 申請期限 令和3年2月26日(金)17:00(厳守)

4. 申請先 大学院法学研究科・法学部 学事担当窓口

※必ず、必要書類を直接持参してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、貸与期間中に業績を上げることが困難となった学生（課程修了する者は除く）は、特例として、1年を限度に貸与期間延長及び延長期間中の休止（延長期間中は休止として奨学金の貸与はありません）を認め、貸与終了月について1年を限度として先送りとすることで、業績を上げる期限を1年間猶予できますので、申請を希望される方は、令和3年2月12日(金)までに法学部学事担当窓口へ申し出てください。

令和3年2月8日
法学研究科・法学部 学事担当

重要

日本学生支援機構奨学金 第一種奨学金

大学院法学研究科 法学政治学専攻

//

法律実務専攻（法科大学院）

大学院公共政策学教育部（公共政策大学院）所属の対象者 各位

第一種奨学金貸与の辞退等を 予定している方への注意事項

現在、大学院において第一種奨学金の貸与を受けている学生で、令和2年度中に貸与を辞退することを考えている方（退学による奨学金の貸与終了を含む）は、左記の「特に優れた業績による返還免除について」の対象となります。本返還免除を申請する方は、左記のとおり手続きが必要になりますので、**令和3年2月12日（金）までに**大学院法学研究科・法学部学生担当窓口（学事担当）へ申し出てください。

令和3年2月8日

法学研究科・法学部 学事担当